2　医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十八年三月三十一日から平成二十九年三月三十日までのときは、当該特定市町村の平成二十八年度以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項中「同条第一項」とあるのは「」とあるのは「のうち」と、「法第百十五条の四十五第一項」とあるのは「同条第二項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五条の四十五第一項」と、同条第五項中」とあるのは「」と、同項第一号イ(1)中「前項第一号イ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十七年度の経過的特定予防給付費額及び経過的介護予防等事業費額の合算額」とあるのは「平成二十七年度又は平成二十八年度」とあるのは「平成二十八年度」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十八年度又は平成二十九年度」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」と」と、「経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）」とあるのは「と、同項第九号中「平成二十七年度」とあるのは「平成二十八年度」とする」とある。

3　医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の場合であって、特定市町村の同項の条例で定める日が平成二十九年三月三十一日のときは、当該特定市町村の平成二十九年度以後の各年度における新介護保険法施行令第三十七条の十三の規定の適用については、第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第一項中「同条第一項」とあるのは「」とあるのは「同条第三項中「のうち」とあるのは「のうち」と、「法第百十五条の四十五第一項」と、同条第五項中」とあるのは「」と、同項第一号イ(1)中「前項第一号イ(1)に掲げる額」とあるのは「平成二十八年度の経過的特定予防給付費額及び経過的介護予防等事業費額の合算額」とあるのは「平成二十八年度又は平成二十九年度」とあるのは「平成二十九年度」と、同条第三項第二号及び第四項第二号中「平成二十七年度から平成二十九年度までのいずれかの年度」とあるのは「平成二十八年度又は平成二十九年度」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前三項」と」と、「経過的介護予防等事業費額（各市町村における経過的介護予防等事業に要する費用の額をいう。第八項第八号において同じ。）」とあるのは「と、同項第九号中「平成二十七年度」とあるのは「平成二十八年度」とする」とある。

省令

○法務省令第三十八号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、法務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

法務大臣　上川　陽子

法務省定員規則の一部を改正する省令

法務省定員規則（平成十三年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「五〇、九八七人」を「五一、〇一二人」に改め、同表合計の項中「五二、五三七人」を「五二、五六二人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（法務省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　法務省定員規則の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「五一、二一八人」を「五一、二四三人」に、「五一、〇〇一人」を「五一、〇二六人」に改める。

○財務省令第六十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、財務省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

財務大臣　麻生　太郎

財務省定員規則の一部を改正する省令

財務省定員規則（平成十三年財務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一五、四〇三人	
国税庁	五五、七〇三人	
合計	七一、一〇六人	

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　改正後の財務省定員規則第一条の規定にかかわらず、本省の定員は、平成二十七年九月三十日までの間においては、一五、四七三人とする。

○厚生労働省令第百二十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「三一、六六二人」を「三一、六八三人」に改め、同表合計の項中「三一、七六二人」を「三一、七八三人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十三号

介護保険法施行令及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百六十九号）の施行に伴い、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十三の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三十一第一項中「をいう。」の下に「第百四十条の六十二の十二第一号ハにおいて同じ。」を加える。

第三十四条の十五第八号中「をいう。」の下に「第百四十条の六十二の十二第一号を除き、」を加える。